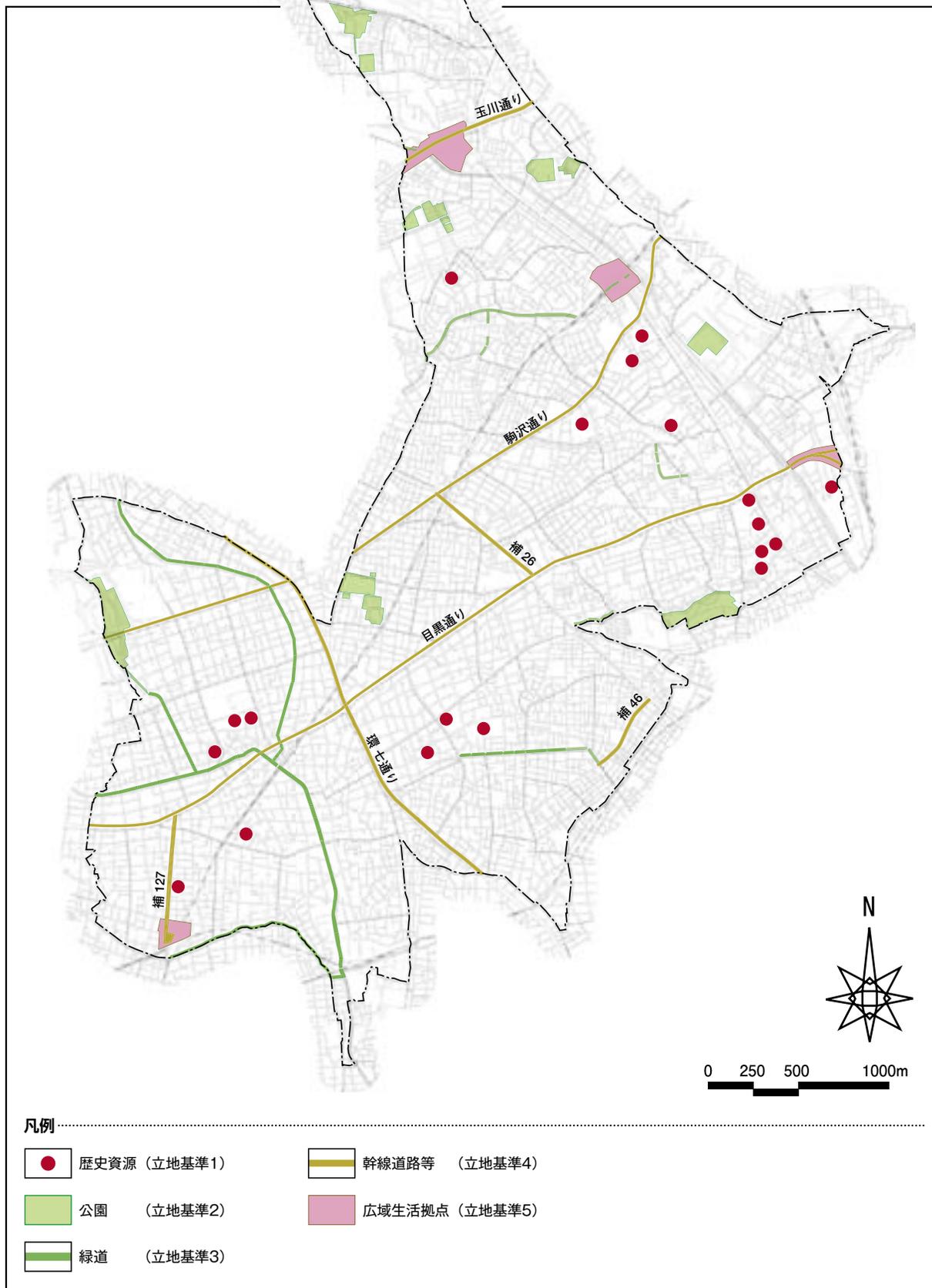


■ 図IV-11 立地基準に関する景観資源



ア. 立地基準 1 [歴史資源周辺]

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準 1 は、主に方針 1 の「豊かな自然環境と歴史とふれあえる街づくり」の「みどりを活かした空間」などが目指している、歴史資源や歴史資源と一体となったみどりを守り活用し、歴史を感じさせる景観をつくることを目的としています。

区内には、都の指定有形文化財（建造物）に選定されている駒場公園や目黒不動尊などの、歴史資源が存在し、周囲のみどりと一体となって良好な景観を形成しています。都心にあって、かつての面影を残す資源は、区の景観を構成する重要な要素となっており、歴史資源の保全とともに、資源の周辺環境も適切に保つ必要があります。中でも、めぐろ風景55に選定されている歴史的建造物は、区の景観形成上重要な資源として考えられます。

そこでこれらの歴史的建造物を取り上げ、資源そのものを保全するとともに、周辺からの視界が遮られることのないよう周囲の建築物・工作物の配置、規模を誘導し、デザインについても、歴史性のある資源と調和したしつらえとなるよう、また周囲にみどりを確保することなど、落ち着いた景観を保つための基準とします。

なお、景観形成基準は法第 8 条第 2 項第 3 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第 8 条第 3 項第 2 号の規制又は措置の基準とします。

■表IV-14 基準の目指すもの・適用対象

歴史資源や歴史資源と一体となったみどりを守り活用し、歴史を感じさせる景観をつくる	
基準が適用される対象	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資源（めぐろ風景55に選定されている歴史的建造物）から半径50m以内の区域で、歴史的建造物に面する敷地内にある建築物 歴史資源と一体となっている参道に面する敷地内にある建築物

■表IV-15 届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）